

証券コード 4264  
発信日2025年3月12日  
(電子提供措置の開始日2025年3月5日)

## 株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

株 式 会 社 セ キ ュ ア  
代表取締役  
社 長 谷 口 辰 成

## 第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第23期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://secureinc.co.jp/ir/meeting/>

電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、銘柄名（会社名）またはコードを入力・検索し、基本情報、縦覧書類／PR情報を選択のうえ、株主総会招集通知／株主総会資料の情報を閲覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月26日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2025年3月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目4番地1号

新宿NSビル30階

NSスカイカンファレンス ホールB

### 3. 目的事項

#### 報告事項

- 第23期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第23期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 監査役3名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
  - ◎ 議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  - ◎ 電子提供措置事項に修正すべき事情が生じた場合は、上記各ウェブサイトにその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
  - ◎ 当社へのご理解をより一層深めていただくため、株主総会終了後に事業説明会を開催させていただく予定ですが、状況に応じて中止する場合もございます。あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。
  - ◎ 法令および当社定款第17条の規定に基づき、電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。「連結計算書類の連結注記表」「計算書類の個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますので、本書面には記載しておりません。なお、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
  - ◎ 車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導、受付の筆談サポート等が必要な場合には、事前に連絡をお願い申しあげます。
- 株式会社セキュア 経営管理部 総務課  
メールアドレス：ad\_ha@secureinc.co.jp

## 議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

### 事前の議決権行使をいただく場合

#### 書面による議決権行使

##### 行使期限

2025年3月26日（水曜日）  
午後6時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人へ到着するようご返送ください。

#### 「スマート行使」によるご行使

##### 行使期限

2025年3月26日（水曜日）  
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

#### インターネットによるご行使

##### 行使期限

2025年3月26日（水曜日）  
午後6時行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、  
**議決権行使ウェブサイト**  
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

### 当日ご出席いただく場合

#### 株主総会へ出席



株主総会開催日時 2025年3月27日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。  
開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申しあげます。

### 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

**株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部**

■ 議決権行使について

0120-652-031

(9:00～21:00)

■ その他のご照会

0120-782-031

(平日9:00～17:00)

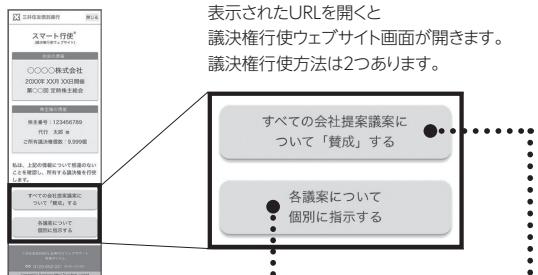
## 「スマート行使」によるご行使

### ① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

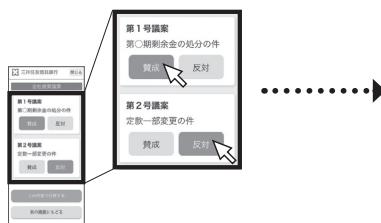
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード\*」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



### ② 議決権行使ウェブサイトを開く



### ③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否を  
ご入力ください。

### ④ 全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ  
「この内容で行使する」ボタン  
を押して行使完了!

一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード\*を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能ですが）。

\*議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

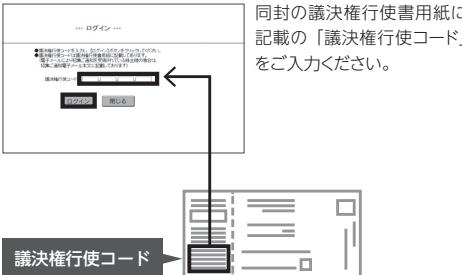
\*インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

## インターネットによるご行使

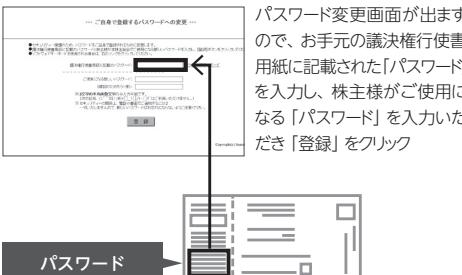
### ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



### ② ログインする



### ③ パスワードを入力する



以降は画面の案内に従って  
賛否をご登録ください。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況			所有する当社の株式の数
再任 1	たにぐち たつなり 谷 口 辰 成 (1976年10月14日生)	1999年4月	株式会社ネクサス入社（現株式会社ジェイ・コミュニケーション）		
		2000年10月	株式会社ジェイネクステル入社		
再任 2	よこい ふみあき 横 井 文 昭 (1961年4月1日生)	2002年10月	当社設立 代表取締役社長		
		2014年8月	合同会社LYON 代表社員（現任）		
再任 3	ひらもと ようすけ 平 本 洋 輔 (1987年8月7日生)	2022年4月	代表取締役社長代表執行役員CEO（現任）		
		2022年4月	【選任理由】 谷口辰成氏は、当社創業者および代表取締役として、強いリーダーシップをもって会社を牽引してきた実績や豊富な経験を有しており、今後も経営全般に対する指導、助言を行い、継続的な企業価値向上が期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
再任 2	よこい ふみあき 横 井 文 昭 (1961年4月1日生)	2023年3月	東京海上火災保険株式会社入社（現東京海上日動火災保険株式会社）		
		2025年1月	同社 米国（ニューヨーク）副社長 同社 総合営業第二部長 同社 執行役員本店営業第五部長 同社 常務執行役員 当社 入社 専務執行役員 取締役兼専務執行役員 取締役副社長執行役員（現任）		
再任 3	ひらもと ようすけ 平 本 洋 輔 (1987年8月7日生)	2008年10月	【選任理由】 横井文昭氏は、営業戦略全般において豊富な知見と経験を有しており、当社入社後は、専務執行役員として営業統括を管掌し成長を牽引してきたことから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社経営の適切な意思決定および業務執行の監督に貢献できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。		
		2014年2月	株式会社せんどう入社 当社 入社		
再任 3	ひらもと ようすけ 平 本 洋 輔 (1987年8月7日生)	2019年3月	取締役画像プラットフォーム事業部長		
		2020年1月	取締役事業開発部長		
再任 3	ひらもと ようすけ 平 本 洋 輔 (1987年8月7日生)	2021年1月	取締役事業開発本部長		
		2022年4月	取締役執行役員CBDO		
再任 3	ひらもと ようすけ 平 本 洋 輔 (1987年8月7日生)	2023年1月	取締役執行役員CBDO 兼 商品開発部長		
		2025年1月	取締役執行役員COO 兼 AI Store事業部長（現任）		
再任 3	ひらもと ようすけ 平 本 洋 輔 (1987年8月7日生)	【選任理由】 平本洋輔氏は、入社以来営業部門に携わり、2019年3月からは取締役として、新規事業部門の統括を行っており、業務執行責任者として豊富な知識・経験を活かすことで、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上の実現が期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。			一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況			所有する当社の株式の数
再任 4	さとうひとみ 佐藤仁美 (1976年1月23日生)	1996年4月 2004年11月 2005年12月 2008年6月 2014年2月 2018年7月 2019年3月 2022年1月 2022年4月 2024年4月	杉本商事株式会社入社 株式会社スタッフサービス入社 株式会社エスアンドケイ入社 株式会社リミックスポイント入社 当社入社 執行役員経営管理部長 取締役経営管理部長 取締役経理財務部長 取締役執行役員経理財務部長 取締役執行役員Co-CFO 兼 経営管理部長（現任）		15,000株
【選任理由】					
佐藤仁美氏は、経営管理全般に長期に携わり、2019年3月からは取締役として、経営の重要な意思決定および業務執行に対する監督を行っており会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現が期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。					
再任 5	あしざわこうじ 芦澤光二 (1950年11月24日生)  社外取締役候補者	1973年4月  1999年3月 2003年3月 2006年3月 2009年3月  2013年3月 2016年6月 2022年9月 2023年3月	キヤノン販売株式会社（現キヤノンマーケティングジャパン株式会社）入社 同社 取締役 同社 常務取締役 同社 専務取締役 同社 取締役副社長 ビジネスソリューションカンパニー プレジデント 同社 退任 シュッピン株式会社社外監査役 同社 退任 当社 社外取締役（現任）		一株
【選任理由】					
芦澤光二氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、前職等で培った豊富な経営経験と実績に基づく優れた経営判断能力をもとに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社経営の適切な意思決定および業務執行を監督いただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって2年となります。					

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況				所有する当社の株式の数
新任 6	くらはやし さとこ 倉林 聰子 (1974年5月13日生) 社外取締役候補者	1997年4月 2005年12月 2011年1月 2014年6月 2017年4月 2018年3月 2019年3月 2019年3月 2019年8月 2020年3月 2022年3月 2022年3月 2024年4月 2024年4月	株式会社C S K (現S C S K株式会社) 入社 株式会社アリックス 入社 同社 内部監査室 室長 同社 プロセス改善推進室 室長 同社 経営管理部 部長 (現任) 同社 執行役員 同社 取締役 株式会社B E AMO 取締役 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 取締役 (現任) 株式会社アリックス 常務取締役 同社 代表取締役 (現任) 株式会社B E AMO(注5) 代表取締役 株式会社H2(注6) 取締役 株式会社スマートライフ(注7) 代表取締役			一株

【選任理由】

倉林聰子氏を社外取締役候補とした理由および期待される役割の概要は、現職の企業経営をはじめとする豊富な経験と高い見識をもとに、当社経営の適切な意思決定および業務執行に貢献いただくことが期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 芦澤光二氏と倉林聰子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は芦澤光二氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、倉林聰子氏の選任の承認がされた場合には、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。  
 3. 当社は、芦澤光二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。芦澤光二氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、新任候補者である倉林聰子氏が承認された場合には、同様の契約を締結する予定であります。  
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、当社と取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、被保険者は保険料を負担しておりません。本議案において各取締役候補者の選任が承認された場合は、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当該保険契約は2025年5月に同内容で更新する予定であります。  
 5. 株式会社BEAMOは、2024年5月にスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社に吸収合併されております。  
 6. 株式会社H2は、2025年1月にスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社に吸収合併されております。  
 7. 株式会社スマートライフは、2024年10月にH2株式会社に吸収合併されております。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
再任 1	くきまさのり 久喜政徳 (1957年5月1日生) 社外監査役候補者	1980年4月 キヤノン販売株式会社（現キヤノンマーケティングジャパン株式会社）入社 2004年1月 同社 コミュニケーション本部宣伝計画部長 2011年7月 キヤノンシステムアンドサポート株式会社 経営企画本部長 2013年3月 同社 取締役管理部門担当 2016年3月 同社 常勤監査役 2018年4月 当社 顧問 2019年3月 当社 社外監査役 2023年3月 当社 常勤社外監査役（現任）	一株
【選任理由】			
久喜政徳氏は、オフィス向けのソリューション事業における豊富な経験と専門的知識を有しており、当社の業務運営や研究開発分野に対して、対立した立場からの確な監査をいただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。			
再任 2	ふるしままもる 古島守 (1970年2月16日生) 社外監査役候補者	1993年10月 中央監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）国際部入所 1997年4月 公認会計士登録 2000年8月 監査法人不二会計事務所（現Mooreみらい監査法人）入所 2003年8月 PwCアドバイザリー株式会社 入社 2008年12月 弁護士登録（東京弁護士会） 2009年1月 奥野総合法律事務所 入所 2015年4月 古島法律会計事務所開設（現弁護士法人トライデント代表社員）（現任） 2015年6月 日本化学工業株式会社 社外取締役（監査等委員） 2015年12月 株式会社セプテニー・ホールディングス 社外監査役（現任） 2020年3月 株式会社ビーロット 社外取締役（監査等委員）（現任） 2020年3月 当社 社外監査役（現任） 2024年6月 株式会社ウェルディッシュ 社外取締役（監査等委員）（現任）	一株
【選任理由】			
古島守氏は、弁護士および公認会計士として豊富な経験と専門的知識を有しており、当社の内部管理体制や法務および会計分野に対して、独立した立場からの確な監査をいただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況				所有する当社の株式の数
再任 3	ゆせ ようこ 湯瀬 陽子 (1981年3月17日生) 社外監査役候補者	2004年9月 2008年9月 2008年12月 2021年1月 2022年4月 2024年3月	税理士法人エヌネットワークス 入社 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース (現 PwC税理法人) 入社 税理士登録 南青山税理士法人 入社 湯瀬陽子税理士事務所開業 (現任) 当社 社外監査役 (現任)			一株
<p>【選任理由】</p> <p>湯瀬陽子氏は、税理士としての豊富な経験と専門的知識を有しており、当社の財務および税務に対して、独立した立場からの確な監査をいただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>						

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 久喜政徳氏、古島守氏、湯瀬陽子氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は各氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、各氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 久喜政徳氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
4. 古島守氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
5. 湯瀬陽子氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
6. 当社は、久喜政徳氏、古島守氏、湯瀬陽子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、当社と監査役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、被保険者は保険料を負担しておりません。本議案において各監査役候補者の選任が承認された場合は、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当該保険契約は2025年5月に同内容で更新する予定であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況			所有する 当社の 株式の数
ひ ら い の ぶ ゆ き 平 井 信 行 (1962年12月18日生)	1987年7月 1999年7月 2004年7月 2023年9月 2023年12月 2024年1月	大阪国税局入局 関西国際空港株式会社経理部（出向）入社 沖縄国税事務所調査課（出向）入所 タックス・プラン税理士法人入社 平井信行税理士事務所代表（現任） Y u k i H 1 合同会社代表社員（現任）		一株

#### 【選任理由】

平井信行氏は、国税局における豊富な経験と税理士としての専門的な知識を有しており、客観的な立場から当社の経営に対する意見・提言をいただくことで、当社の経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断し、補欠監査役として選任をお願いするものであります。

（注）1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 平井信行氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、平井信行氏が社外監査役に就任された場合には当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 平井信行氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、当社監査役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、被保険者は保険料を負担しておりません。平井信行氏が監査役に就任した場合は、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当該保険契約は2025年5月に同内容で更新する予定であります。

## **第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件**

当社の取締役の報酬等の額は、2021年6月9日開催の臨時株主総会において、年額3億5千万円以内として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てるここといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額の範囲内にて、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の総額を、年額25百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2. に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.4%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は4.2%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

### 記

#### 対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

##### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

譲渡制限付株式の割当ては、当社取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものとする。

- ① 対象取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として、その発行又は処分に係る払込みを要せずに譲渡制限付株式の割当てを行う方法（以下、「無償交付」という。）
- ② 対象取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを行う方法（以下、「現物出資交付」という。）

##### （1）無償交付の場合

無償交付の場合は、譲渡制限付株式の発行又は処分に係る払込みは要しないが、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の

額を算出し、当該算出された譲渡制限付株式に関する報酬等の額が上記の年額の範囲内となるようにする。

また、上記の譲渡制限付株式は、対象取締役が、下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として割り当てる。

#### (2) 現物出資交付の場合

現物出資交付の場合は、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記の金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

### 2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数20,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとする。

#### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、3年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

#### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定期株主総会の開催日の前日までに当社の取締役から退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### (3) 謾渡制限の解除

当社は、謾渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、謾渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、謾渡制限期間が満了した時点をもって謾渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、謾渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役の地位から退任した場合には、謾渡制限を解除する本割当株式の数および謾渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、謾渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、謾渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、謾渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき謾渡制限が解除された直後の時点において、なお謾渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

# 事業報告

(2024年1月1日から)  
(2024年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善するとともに個人消費や設備投資の持ち直し、インバウンド需要の高まり等を背景に緩やかな景気回復基調が続いた一方で、国際的な情勢不安、世界的な資源・エネルギー価格や物価の高騰が続き、先行き不透明な状況が継続しております。

当社グループが属するセキュリティ関連市場においては、根強い「安心・安全」に対する需要に支えられ、安定した市場を維持することが期待されている一方で、中長期的な観点からは人口減少やビル、住宅などの供給数の減少、競合となる参入ベンダーの増加、低価格攻勢をかける海外企業の増加など、市場の競争環境は厳しいものとなっております。

このような状況のもと、当社グループでは、「安心・安全に働く環境」を創出するため、最先端のAI（画像認識）技術とセキュリティ専門企業としての長年の実績・ノウハウを駆使し、最適なソリューションの提供に努めてまいりました。

売上高においては、「SECURE AC（入退室管理システム）」では、通常案件は当初の計画通りに順調に進捗しましたが、大型案件の需要は想定以上に強く受注も好調だった結果、売上高、導入件数共に前年同期を大幅に上回る着地となりました。

「SECURE VS（監視カメラシステム）」では、監視カメラに対する需要の拡大を背景に、中・小型案件、大型案件共に順調に進捗したことが牽引し、売上高は前年同期を上回る着地となりました。

2024年1月には、株式会社ジェイ・ティー・エヌの全株式を取得し、子会社といたします。施工に関する慢性的な人手不足リスクの軽減、納品プロセスにおけるキャパシティ・業務品質の改善などのシナジーを見込んでおり、今後のさらなる成長を目指します。

2024年4月には、CIA株式会社と資本業務提携を実施いたしました。当社グループの強みである「AI×セキュリティ技術」「営業力・拡販力」を組み合わせることによって、万引きロスの削減に取り組み、小売業界の課題解決を目指します。

2024年7月には、ミニストップ株式会社、東日本電信電話株式会社、NTT東日本グループのテルウェル東日本株式会社と当社の4社合同で、ミニストップポケットサンイースト辰巳店にて、ウォータールー型店舗ソリューションの商用利用の実現に向けて、レジレスのデジタル店舗の運営実証を行いました。本実証にて収集したデータをもとに、継続してサービス開発を行い、商用利用の実現を目指します。

2024年10月には、イオンモール株式会社と協働で、最新のデジタル技術を活用した、完全レジレス・無人店舗の実証実験を行いました。実証で得られた経験やデータを基に、商業DXを推進し、より便利でスムーズな販売システムの構築を目指します。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高は6,247,242千円(前年同期比20.3%増)、営業利益は305,889千円(前年同期比62.7%増)、経常利益は293,746千円(前年同期比67.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は240,561千円(前年同期比42.5%増)となりました。なお、当社グループは「セキュリティソリューション事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資総額は62,058千円となりました。その主な内容は、ショールームのリニューアルに伴う展示什器の取得、クラウド型入退室管理システムおよび販売促進のための非接触ソリューション用デモンストレーション機器等の取得であります。

## (3) 資金調達の状況

当社グループでは、運転資金、借入金の返済などに必要な資金は自己資金の充当および金融機関からの借入金により調達しております。

## (4) 対処すべき課題

当社グループでは、当社グループが継続企業として成長し続けるために対処しなければならない課題を以下のように考えております。

### ① 研究開発活動における課題

当社グループにおける主要なテクノロジーである画像関連技術の分野は、ディープラーニングを活用したAI技術の進歩による技術革新によって、商品・サービスの価値も飛躍的に向上します。

従って、当社グループでは、ディープラーニングをはじめとした高度な画像関連技術の応用に取り組み、実証実験に基づく実効性あるデータを蓄積しながら、実用化に向けて常に改良を重ねていかなければならぬと認識しております。

こうした課題に対処するため、当社グループでは「Security System Lab」と「SECURE AI STORE LAB2.0」という2つのラボ（研究開発施設）と、韓国京畿道城南市にある子会社「SECURE KOREA, Inc.」にて、AI実装サービスの拡充や、画像解析精度の向上などのAIとセキュリティを掛け合わせたシステムの価値の向上およびSaaS型サービスの強化を推し進めるためにも積極的な研究開発に取り組んでおります。また現在、「SECURE AI STORE LAB2.0」の収益化にも取り組んでおります。

## ② 営業活動における課題

当社グループでは、オフィス・商業施設・工場における中堅・大企業をメインターゲットとして、常に他社より競争優位性のあるシステムを提案し続けていくことが課題であると認識しております。

こうした課題に対処するため、多様な顧客ニーズに対応が可能となる優れたデバイスの調達と、新たな販売パートナーの開拓、さらに既存の販売パートナーの深掘に取り組んでおります。

今後は、トレーニング用コンテンツの拡充や新サービスの共同開発などによる既存パートナー企業の深掘やセミナー・展示会の開催などによる新規パートナーの発掘、当社韓国子会社である「SECURE KOREA, Inc.」を拠点に海外でのセキュリティニーズの対応にも取り組んでいきたいと考えております。

また、「オフィス・商業施設・工場」などで培った技術基盤を基軸に、「データセンター・ホテル・マンション」などの領域への横展開を図っていきたいと考えております。

## ③ 内部管理・統制体制における課題

当社グループが各ステークホルダーに幅広く信頼される企業集団となり、今後のさらなる事業拡大に向けて効率的かつ適正な業務運営体制を構築することが課題であると認識しております。そのため、管理部門による内部管理体制の拡充・強化に努めるとともに、営業面に対するバックオフィスとしての営業アシスタントの機能強化や、機器の障害・トラブルに迅速に対応するカスタマーサービスとしての機能強化、在庫の適正化と商品受配送の円滑化を担う物流センターの機能強化にも積極的に取り組んでおります。

こうした管理部門やバックオフィス機能と営業・開発部門との有機的な連携体制を構築し、実効性のある内部管理・統制体制の構築に努めております。

#### ④ 人材の育成・確保における課題

当社グループの提供するシステムは、ハードウェアのみならずソフトウェア、サーバー構築、デバイスの選定、ネットワーク構築、システム設計、設置環境、AI（画像認識）技術に加え、セキュリティに関する専門的な知識など非常に幅広い技術分野をカバーしたソリューションとなるため、優秀な人財の確保および育成が重要な課題であると認識しております。

こうした専門性を持った人財を積極的に採用するため、人財採用部門の態勢強化を図るとともに、人事部門に人財育成専任者（人材開発センター）を配置し人財育成プログラムの策定と実践を主導してまいります。人財育成にあたりましては、「Security System Lab」を活用した人材トレーニングの実践に加え、人財育成方針『人が育ち人が育てるSECURE』のもと、「自律的キャリア形成の支援」「自ら学ぶ環境の充実」「知識・スキルレベル向上の支援」「コミュニケーションの活性化」を軸として、人財育成の強化を図っております。

### （5）財産及び損益の状況の推移

#### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第20期 (2021年12月期)	第21期 (2022年12月期)	第22期 (2023年12月期)	第23期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売上高	3,378,576 千円	3,384,508 千円	5,191,074 千円	6,247,242 千円
経常利益又は経常損失（△）	148,041 千円	△183,605 千円	175,425 千円	293,746 千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	131,476 千円	△227,627 千円	168,790 千円	240,561 千円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）	31.67 円	△48.52 円	35.67 円	50.53 円
総資産	1,981,467 千円	1,993,000 千円	2,749,733 千円	3,784,347 千円
純資産	983,086 千円	842,138 千円	1,022,308 千円	1,282,134 千円
1株当たり純資産	214.15 円	178.53 円	215.42 円	268.33 円

- （注） 1. 当社は2021年6月10日付で普通株式1株につき30株の株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）及び1株当たり純資産を算定しております。  
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第21期の期首から適用しており、第21期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

区分	第20期 (2021年12月期)	第21期 (2022年12月期)	第22期 (2023年12月期)	第23期 (当事業年度) (2024年12月期)
売上高	3,378,576 千円	3,382,068 千円	5,186,462 千円	5,861,316 千円
経常利益又は経常損失(△)	155,236 千円	△188,596 千円	172,277 千円	325,480 千円
当期純利益又は当期純損失(△)	138,811 千円	△232,471 千円	165,643 千円	289,873 千円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	33.44 円	△49.55 円	35.00 円	60.89 円
総資産	1,993,440 千円	1,997,874 千円	2,752,194 千円	3,736,888 千円
純資産	995,851 千円	849,184 千円	1,025,584 千円	1,335,202 千円
1株当たり純資産	216.93 円	180.03 円	216.11 円	279.44 円

- (注) 1. 当社は2021年6月10日付で普通株式1株につき30株の株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第21期の期首から適用しており、第21期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SECURE KOREA, Inc.	1億 ウォン	100 %	セキュリティソリューション事業
株式会社ジェイ・ティー・エヌ	13,000 千円	100 %	電気工事業、電気通信工事業

- (注) 2024年1月5日付で株式会社ジェイ・ティー・エヌの全株式を取得し、同社を連結子会社といたします。

③ 特定完全子会社に関する事項

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社ジェイ・ティー・エヌ	神奈川県横浜市中区初音町一丁目7番1号	802,454 千円	3,736,888 千円

(7) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

事業	主要製品
セキュリティソリューション事業	SECURE AC (入退室管理システム) SECURE VS (監視カメラシステム) SECURE Analytics (画像解析サービス/その他) SECURE ES (エンジニアリングサービス)

(8) 主要な事業所等 (2024年12月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	東京都新宿区
大阪営業所	大阪府大阪市中央区
福岡営業所	福岡県福岡市博多区
Security System Lab	東京都新宿区

② 子会社

名称	所在地
SECURE KOREA, Inc.	韓国京畿道城南市
株式会社ジェイ・ティー・エヌ	神奈川県横浜市中区

(9) 従業員の状況 (2024年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
157名	26名増

(注) 従業員数は就業人員（グループ外から当社グループへの出向者4名を含みます。）であり、臨時雇用社員20名は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
141名	12名増	38.6歳	4年6ヶ月

(注) 1. 従業員数は就業人員（社外から当社への出向者4名を含みます。）であり、臨時雇用社員18名は含んでおりません。  
2. 平均年齢および平均勤続年数は、出向者を含まず計算しております。

(10) 主要な借入先 (2024年12月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	819,271 千円
株式会社東邦銀行	282,500 千円
株式会社三井住友銀行	197,235 千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項（2024年12月31日現在）

- |               |                         |
|---------------|-------------------------|
| (1) 発行可能株式の総数 | 16,500,000株             |
| (2) 発行済株式の総数  | 4,777,620株 (自己株式88株を含む) |
| (3) 株主数       | 3,361名                  |
| (4) 大株主       |                         |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
合同会社LYON	1,015,435株	21.25%
谷 口 辰 成	434,600株	9.10%
谷 口 才 成	400,000株	8.37%
谷 口 喆 成	371,500株	7.78%
合同会社Y S H	294,065株	6.16%
CBC株式会社	228,000株	4.77%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	153,000株	3.20%
株式会社ブロードバンドタワー	150,000株	3.14%
株式会社東邦銀行	120,000株	2.51%
株式会社モルフォ	75,000株	1.57%

(注) 持株比率は、自己株式88株を控除して計算しております。

### （5）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末における当社役員の新株予約権の保有状況

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日	2018年3月12日	2019年12月18日
区分	取締役 (社外取締役を除く)	取締役 (社外取締役を除く)
保有者数	1名	2名
新株予約権の数	50個	1,050個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,500株	普通株式 31,500株
新株予約権1個当たりの発行価額	払込を要しない	払込を要しない
権利行使時1株当たりの行使価額	184円	667円
権利行使期間	2021年1月1日から 2025年12月31日まで	2022年1月1日から 2029年12月18日まで
新株予約権の行使の条件	注3	注3

- (注) 1. 取締役が保有している第3回新株予約権は、従業員として在籍中に付与されたものであります。
2. 第3回新株予約権および第4回新株予約権は、2021年5月24日開催の取締役会決議により、2021年6月10日付で普通株式1株につき30株の株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式の数」、「行使価額」は株式分割後の数値を記載しております。
3. 第3回新株予約権および第4回新株予約の行使条件は以下のとおりであります。
- ① 対象者は、本新株予約権の行使時においても、当社の取締役、顧問および従業員として勤務している社員、社外協力者のいずれかであることを要する。
  - ② 対象者が任期満了により取締役を退任し、就業規則に定める定年により退職または顧問契約の期間満了による終了により地位を喪失した場合は本新株予約権を行使することができない。
  - ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
  - ⑤ その他の条件については、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

#### (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は2022年12月19日開催の取締役会決議において、中長期的な当社の業績拡大および企業価値の増大を目指すにあたり、意欲および士気をより一層向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、以下のとおり、業績目標を達成した場合にのみ権利行使が可能となる新株予約権を、有償にて発行することを決議いたしました。

		第5回新株予約権
発行決議日		2022年12月19日
新株予約権の数		1,600個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 160,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 79,200円 (1株当たり 792円)
権利行使期間		2026年4月1日から2033年1月9日まで
新株予約権の行使の条件		(注)
割当先	当社取締役及び従業員	新株予約権の数 1,600個 目的となる株式数 160,000株 割当者数 12名

(注) 第5回新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- ① 第5回新株予約権の割り当てを受けた者（以下「第5回新株予約権者」という。）は、2025年12月期乃至2027年12月期において、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書。以下同様）に記載された連結営業利益が、下記(a)または(b)に記載したいずれかの条件を充たした場合、付与された本新株予約権のうち、各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として本新株予約権を使用することができる。

(a) 連結営業利益が500百万円を超過した場合：行使可能割合70%

(b) 連結営業利益が700百万円を超過した場合：行使可能割合100%

なお、上記における連結営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に大きな影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ② 上記にかかわらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、第5回新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならな

いものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a)当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b)当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかつたことが判明した場合
  - (c)当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d)その他、当社が第5回新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ④ 第5回新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
  - ⑥ その他の条件については、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2024年12月31日現在)

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
谷 口 辰 成	代 表 取 締 役 社 長	代表執行役員CEO 合同会社LYON代表社員
横 井 文 昭	取 締 役	専務執行役員
平 本 洋 輔	取 締 役	執行役員CBDO 兼 AI Store事業部長
佐 藤 仁 美	取 締 役	執行役員Co-CFO 兼 経営管理部長
斎 藤 政 美	取 締 役	株式会社光貴 代表取締役社長
芦 澤 光 二	取 締 役	
久 喜 政 徳	常 勤 監 査 役	
古 島 守	監 査 役	弁護士法人トライデント代表社員 株式会社セプテニー・ホールディングス社外監査役 株式会社ビーロット社外取締役(監査等委員) 株式会社ウェルディッシュ社外取締役(監査等委員)
湯 瀬 陽 子	監 査 役	湯瀬陽子税理士事務所所長

(注) 1. 斎藤政美氏、芦澤光二氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

なお、斎藤政美氏、芦澤光二氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であります。

2. 監査役久喜政徳氏、古島守氏および湯瀬陽子氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

なお、久喜政徳氏、古島守氏および湯瀬陽子氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であります。

3. 古島守氏は、弁護士および公認会計士の資格を有しており、専門的な知識と経験を有するものであります。

4. 湯瀬陽子氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 監査役 永澤正博氏は、2024年3月28日開催の第22期定期株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。

6. 取締役を兼務しない執行役員は、2025年1月1日に体制を下記のとおり変更しました。

氏 名	役 名	職 名
谷 口 喆 成	執 行 役 員	営業推進部長 合同会社YSH 代表社員
谷 口 才 成	執 行 役 員	執行役員Co-CFO 兼 経営企画部長 株式会社ジェイ・ティー・エヌ 代表取締役社長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

## (3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社役員（取締役、監査役）、執行役員、管理職従業員であり被保険者は保険料の負担をしておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して被保険者が被る損害（防衛費用、損害賠償金および和解金）が補填されることとなります。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為または故意による法令違反の場合や、保険開始日前に既に発生している損害賠償請求等は保険の対象としないこととしております。なお、当該保険契約は2025年5月に同内容で更新する予定であります。

## (5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

### ① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### ・決定方針の決定方法

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を、当社の「役員報酬内規」において定めております。当社の「役員報酬内規」は2020年2月12日の取締役会にて決議しております。

- ・**基本方針**

当社の取締役の報酬は、原則、固定報酬のみとし、個人別の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

- ・**決定方針の内容の概要**

役員の報酬等の決定方法は、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で世間水準・経営内容等を考慮し、各取締役の報酬については、代表取締役社長に決定を委任し、各監査役の報酬については監査役の協議により決定する方法であります。取締役の報酬は月額報酬（固定報酬）と賞与で構成され、監査役の報酬は月額報酬（固定報酬）で構成されており、業績運動報酬制度は採用しておりません。

- ・**取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法**

常勤役員の月額報酬は、当社人事制度の給与テーブル グレード号俸に役位に応じた率を乗じた額を役位別の上限額の範囲としております。また、非常勤役員の月額報酬は、その役員の地位および会社への貢献度を考慮しております。なお取締役の賞与は、会社の業績、個々の業務執行状況を考慮しております。

**(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項**

当社の取締役等に関する報酬の限度額は、2021年6月9日開催の臨時株主総会において、取締役は年額350,000千円以内、監査役は年額40,000千円以内と決議しております。同株主総会終結時の取締役の員数は6名（内社外役員は2名）、監査役の員数は3名です。

**(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項**

当社においては、各取締役の評価を行うには当社の業績を全体的かつ俯瞰的に把握している代表取締役社長が最も適していると判断し、取締役会の決議により、代表取締役社長代表執行役員CEO谷口辰成に対し、取締役の個人別の報酬額の決定を委任しております。同氏は、各取締役の職責・職位に応じた業務執行計画および報告、ならびに経営への貢献度等を総合的に評価し、社外取締役の意見を踏まえたうえで当社役員報酬内規に基づき個人別の報酬を決定するようにしております。役員報酬決定の客観性の確保に努めていることから、取締役会としては、当該内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役については、監査役の協議により決定しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	83,808 千円 (6,900)	83,808 千円 (6,900)	— (—)	— (—)	6名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	13,650 千円 (13,650)	13,650 千円 (13,650)	— (—)	— (—)	4名 (4名)

(注) 上記の監査役の支給人員には、当該事業年度中に退任した監査役1名が含まれております。

(5) 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

(6) 非金銭報酬等の内容に関する事項

該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職状況及び当該他の法人等との関係

取締役斎藤政美氏は、株式会社光貴の代表取締役社長を兼務しております。なお当社は株式会社光貴との間に取引その他の関係はありません。

監査役古島守氏は、弁護士法人トライデント代表社員、株式会社セプテニ・ホールディングス社外監査役、株式会社ビーロット社外取締役（監査等委員）および株式会社ウェルディッシュ社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお当社と各兼務先との間に取引その他の関係はありません。

監査役湯瀬陽子氏は、湯瀬陽子税理士事務所所長を兼務しております。なお当社は湯瀬陽子税理士事務所との間に取引その他の関係はありません。

## ② 主な活動状況

区分	活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 斎藤政美	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回出席し、経営判断・会社運営に係る経験豊富なキャリアに基づき、有識者としての知見から意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。
取締役 芦澤光二	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般に関して取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
常勤監査役 久喜政徳	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回出席し、事業会社で培った豊富な実務経験による専門的見地から、取締役会において適宜必要な発言を行っております。 同様に当事業年度開催の監査役会には、13回のうち13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行い、経営全般への運営体制に対して、適宜、必要な発言を行っております。
監査役 古島守	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回出席し、主に弁護士および公認会計士としての専門的見地から、取締役会において適宜必要な発言を行っております。 同様に当事業年度開催の監査役会には、13回のうち13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行い、経営全般への運営体制に対して、適宜、必要な発言を行っております。
監査役 湯瀬陽子	2024年3月28日就任以降に開催された取締役会10回のうち10回出席し、主に税理士としての専門的見地から、取締役会において適宜必要な発言を行っております。 同様に2024年3月28日就任以降に開催された監査役会には、10回のうち10回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行い、経営全般への運営体制に対して、適宜、必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,200千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、前事業年度の職務執行状況、当事業年度の監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠等を確認し審議した結果、監査報酬の水準は適切と判断したためであります。

### (3) 非監査業務の内容

当社は太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社は、会計監査人の選定方針として、効果的かつ効率的な監査が行われることが重要であると考え、監査品質の維持・向上に資する品質管理体制や専門性、独立性、当社事業分野への理解度等を総合的に勘案しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 太陽有限責任監査法人は(5)に記載の通り、金融庁の処分を受けましたが、同監査法人が当社および当社関係会社の過去の監査業務において、処分理由として指摘された事項は存在せず、監査の品質が担保されていたこと、同監査法人が当該処分に対し適切な改善策を立案していることから、同監査法人を会計監査人とすることとしました。今後改善策が適切に実行に移されているか確認してまいります。

## (5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号【取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備】ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に基づき、取締役会において内部統制基本方針を次の通り定めております。

当社は、この基本方針に基づき、内部統制を有効に機能させるとともに、絶えず評価し、必要な改善策を講じることとしております。また、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して継続的に見直しを行い、一層実効性のある内部統制の整備に努めてまいります。

#### A. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を制定し、代表取締役がその精神を役職者をはじめ使用人に継続的に伝達することにより、法令と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。
- (b) コンプライアンス全体に関する総括責任者として代表取締役を委員長とするリスク管理・コンプライアンス委員会がコンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。
- (c) 取締役会は、取締役会規程に基づき、法令・定款及び株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。また、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の早期把握と改善に努める。また、取締役は、法令・定款・取締役会決議及びその他社内規程に従い、職務を執行する。更に、内部環境及び外部環境の重要な変更があった場合には、統制活動に与える影響を評価し、統制活動の変更の必要性を検討するよう努める。
- (d) 監査役は、監査役監査基準に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。また、監査役は、内部監査を所管する内部監査室と連携し、コンプライアンス体制の調査、法令・定款及び社内規程上の問題の有無、ならびに各業務が法令・定款及び社内規程に準拠して適正に行われているかを調査し、取締役会及び執行役員会に提言する。
- (e) 当社は、使用人が法令・定款及び社内規程上疑義のある行為を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「コンプライアンスホットライン規程」を制定するとともに、内部通報窓口を設ける。

#### B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報については、「情報管理規程」「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、文書管理規程で規定した保存期間は閲覧可能な状態を維持する。

C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社は、当社の業務執行に係るリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理体制を整える。
- (b) 当社は、リスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- (c) 内部監査を所管する内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- (d) 取締役会及び執行役員会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- (e) 当社は、不測の事態が発生した場合には、代表取締役もしくは代表取締役が指名する者を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
- (f) 取締役会及びリスク管理・コンプライアンス委員会は、不正行為の原因究明、再発防止及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて、再発防止策の展開等の活動を推進する。
- (g) 当社およびその子会社等の管理担当部門は相互に連携し、子会社等の業務の適正性を図る。当社の管理担当取締役は子会社および関連会社の企業活動に関するリスクをグループ横断で統括する。

D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び戦略に関わる重要事項については執行役員会において議論を行い、その審議を経て取締役会で執行決定を行う。
- (b) 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織および職務分掌規程」、「稟議決裁権限規程」において、それぞれの責任者及び執行手続きの詳細を定める。

E. 当社及びその子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社の取締役会が子会社等の業務を適正に監視するとともに、「子会社等管理規程」を制定して子会社等の統括・管理部門を明らかにし、各社における法令等遵守体制やリスク管理体制の整備等、当社およびその子会社等から成る企業集団での内部統制システムを構築する。
- (b) 当社は、各子会社等に対し、中期経営計画および年度総合予算の策定や、その業務執行状況を定期的に当社経営陣に対して報告することなどを求めることにより、当社およびその子会社等から成る企業集団での業務の適正および効率性を確保していく。
- (c) 内部監査を所管する内部監査室は、子会社等における法令等遵守体制やリスク管理体制の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて子会社およびその統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。
- (d) 当社およびその子会社等は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理体制を整備する。

- F. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査役がその職務を補助する使用者を置くことを求めた場合は、当社の使用者から監査役補助者を任命する。
  - (b) 当該使用者の取締役からの独立性を確保するため、当該使用者の人事評価・異動・懲戒については監査役会の事前の同意を得る。
  - (c) 当該使用者は、職務執行に当たっては監査役の指揮命令を受け、取締役の指揮命令を受けない。
- G. 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役及び使用者は、重要な月次報告、重要な会計基準の変更、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、重大な法令・定款及び社内規程違反、内部統制報告書等、取締役及び使用者が監査役に報告すべき事項及び時期についてのルールを定め、当該ルールに基づき、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告する。
  - (b) 前項に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用者に対して報告を求めることができる。
  - (c) 当社は、「コンプライアンスホットライン規程」の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。なおコンプライアンスホットラインの利用に関しては、グループ全体を対象とし、コンプライアンス研修を実施し周知する。
  - (d) 当社は、監査役への報告を行った取締役及び使用者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用者に周知徹底する。
  - (e) 監査役は、代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換を行う。
  - (f) 当社は、監査役がその職務を執行する上で必要な費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該費用または債務等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。
- H. 反社会的勢力排除に向けた体制
- (a) 当社は、社会秩序に脅威を与えるような反社会的勢力に対して、コンプライアンス、財務報告の信頼性を確保する観点から、毅然とした態度で臨むことを基本とする。
  - (b) 当社は、反社会的勢力に対しては経営管理部総務課管掌取締役もしくはその者が指名した者がその対応を行い、取締役、顧問弁護士や関係行政機関との連携を図る。
- I. 財務報告に係る内部統制
- (a) 当社は、財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・評価を実施し、監査役、取締役会及び執行役員会に報告する。
  - (b) 監査役は、内部統制報告書を監査し、取締役会及び執行役員会は財務報告に係る内部統制の継続的な改善を図る。

## J. ITへの対応

- (a) 代表取締役社長は、中長期的な展望でITへの取り組みを検討するよう努める。ITの投資は、各部からの要望を集約したものと事業計画とを照らして優先順位付けをした上で実施計画を立案する。
- (b) 業界や取引先のITへの対応状況を認識し、財務報告に係るシステム関連図を作成し、これらを踏まえて、内部統制の整備方針を決定する。
- (c) 代表取締役社長は、自動化した統制と手作業による統制の特徴を把握し、各リスクに対しいずれの統制が合理的かつ有効であるかを検討し、選択を適用する。
- (d) 代表取締役社長は、IT全般統制（プログラム登録管理、アクセス管理、およびシステム切り替え時期の十分なテストの実施および並行運用等）をある程度整備し、不十分な部分は、代替的方法により実施を検討する。
- (e) 代表取締役社長は、ITに係る全般統制及びITに係る業務処理統制に係るマニュアル・規程を整備するよう努める。また、操作・運用マニュアルも整備するよう努める。

### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、リスク管理・コンプライアンス委員会を通じて、コンプライアンスに対する審議と情報共有を図るとともに、「取締役会規程」をはじめ社内諸規程の体系化と適時適切な改定を行うなど内部統制の強化を図っています。また、全役職員を対象とした全体会議の席上において、コンプライアンスに関するコメントを伝えて意識の醸成を図るとともに、規程の改定内容についての周知徹底を行っております。

当社の取締役会は、取締役6名のうち2名が社外取締役で構成されており、業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。また、社外監査役3名が取締役会に出席し、各取締役の職務執行に対する適切な牽制体制が構築されております。

社外監査役のうち1名は常勤監査役として、取締役会や執行役員会等の社内重要会議に出席するとともに、各取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、「株式会社の支配に関する基本方針」及び「買収防衛策」につきまして、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、慎重に検討を行ってまいります。

### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、現段階においては内部留保の充実が最重要であると考え、会社設立以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つと認識しており、今後

の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移や財務の状況、今後の事業計画等を総合的に勘案し、内部留保とバランスを取りながら検討していく方針です。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現するための資金として、有効に活用していく所存であります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

( 2024年12月31日現在 )

(単位:千円)

科 目		金 額	科 目	金 額
(資産の部)			(負債の部)	
流 動 資 产		2,942,262	流 動 负 債	1,539,204
現 金 及 び 預 金		1,195,606	買 工 短 期	385,343
受取手形、売掛金及び契約資産		867,214	事 未 借	28,675
商 品		707,404	掛 入	300,000
仕 手 品		36,137	1年内返済予定の長期借入金	291,424
前 手 用		90,678	未 払 費	217,870
未 収 手 費		13,210	一 斯 法 人 費	1,058
そ の 他		33,836	未 払 消 人 税	47,679
貸 倒 引 当 金		△1,825	未 払 消 費 税	60,852
固 定 資 产		842,084	前 賞 与 受 引 当	129,512
有 形 固 定 資 产		101,803	の の の の	69,827
建 物 及 び 構 築 物		36,921	そ 長 期 借 入	6,960
工 具 器 具 備 品		62,197	固 定 貟 付 係	963,008
リ 一 斯 資 产		2,684	長 期 借 入 係	835,116
無 形 固 定 資 产		319,948	退 職 給 付 に 前 受	12,034
の れ ん ア ハ 他		267,723	長 期 一 斯 債	99,557
ソ フ ト ウ イ 他		33,263	リ 商 品 保 証 引 当	1,842
そ の の の		18,961	420,333	7,288
投 資 そ の 他 の 資 产		420,333	資 産 除 去 債	5,170
投 資 有 価 証 券		209,923	そ の の の	2,000
敷 繰 延 税 金 資 产		123,146	負 債 合 計	2,502,212
そ の の の		68,555	(純 資 产 の 部)	
貸 倒 引 当 金		20,651	株 主 本 金	1,273,587
		△1,942	資 本 余 金	546,884
			本 剰 余 金	427,879
			利 剰 余 金	299,042
			自 己 株 式	△218
			その他の包括利益累計額	8,387
			繰 延 ヘ ツ ジ 損 益	6,477
			為 替 換 算 調 整 勘 定	1,910
			新 株 予 約 権	160
資 产 合 计		3,784,347	純 資 产 合 計	1,282,134
			負 債 純 資 产 合 計	3,784,347

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

( 2024年1月1日から )  
2024年12月31日まで )

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上	高		6,247,242
売 上 原 価			3,718,727
売 上 総 利 益			2,528,515
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			2,222,625
營 業 利 益			305,889
營 業 外 収 益			
受 取 利 息		132	
助 成 金 収 入		842	
資 材 売 却 収 入		657	
そ の 他		169	1,802
營 業 外 費 用			
支 払 利 息		12,705	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		150	
固 定 資 産 除 却 損		200	
そ の 他		889	13,945
經 常 利 益			293,746
特 別 損 失			
投 資 有 価 証 券 評 価 損		10,013	10,013
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			283,733
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		76,188	
法 人 税 等 調 整 額		△33,016	43,171
当 期 純 利 益			240,561
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			240,561

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

( 2024年1月1日から )  
 2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	540,827	421,834	58,480	△117	1,021,024
当 期 变 動 額					
新株の発行（新株予約権の行使）	6,057	6,045			12,102
親会社株主に帰属する当期純利益			240,561		240,561
自 己 株 式 の 取 得				△101	△101
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 变 動 額 合 計	6,057	6,045	240,561	△101	252,562
当 期 末 残 高	546,884	427,879	299,042	△218	1,273,587

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	△1,265	2,388	1,123	160	1,022,308
当 期 变 動 額					
新株の発行（新株予約権の行使）					12,102
親会社株主に帰属する当期純利益					240,561
自 己 株 式 の 取 得					△101
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,742	△478	7,263	—	7,263
当 期 变 動 額 合 計	7,742	△478	7,263	—	259,826
当 期 末 残 高	6,477	1,910	8,387	160	1,282,134

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

主要な連結子会社の名称 SECURE KOREA, Inc.

株式会社ジェイ・ティー・エヌ

連結の範囲の変更 当連結会計年度において株式会社ジェイ・ティー・エヌの全株式を取得したため同社を連結の範囲に含めております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

なお、株式会社ジェイ・ティー・エヌは、決算日を9月30日から12月31日に変更し、連結決算日と同一となっております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ただし、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び仕掛品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～15年

工具器具備品 3～15年

□. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用ソフトウェア 5年

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

ハ. 商品保証引当金

販売した商品の保証期間に係る修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績等に基づき、当連結会計年度末における将来の修理費用見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容、および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループでは、顧客の求めるセキュリティニーズに応じて「SECURE AC：入退室管理システム」「SECURE VS：監視カメラシステム」「SECURE Analytics：画像解析サービス」という3つのサービスを軸に、デバイス、ソフトウェア、AI等で構成された物理セキュリティシステムを販売しております。物理セキュリティシステムの提供については、システムの稼働が確認できた時点で、履行義務が充足すると判断しております。取引の対価はシステム導入後、概ね1か月後に受領が中心となっており、重要な金融要素は含まれておりません。

一部の契約取引では、クラウドサービス、保守サービスの役務等を含むものがあり、これらは契約期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、契約期間にわたり収益を認識しております。契約条件により、履行義務充足前に前受けの方式で対価を受領する場合には、前受金を計上しております。

また、当社グループの一部では工事請負契約に基づき電気工事を行い、完成した工事物件を顧客に引き渡す履行義務を負っております。当該契約のうち長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。なお、契約期間がごく短いまたは金額的に重要性が乏しい工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

#### ⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

##### イ. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

#### □. 重要なヘッジ会計の方法

##### ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。

##### ヘッジ手段及びヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建仕入債務等

##### ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で対象の為替相場の変動リスクを回避する目的でのみ手段を利用する方針であります。

##### ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段のキャッシュ・フローの累計を比較し、両者の変動額を基礎にしてヘッジ有効性を評価しております。なお、為替予約取引に関しては、外貨建取引個々に為替予約を付しており、ヘッジ開始時以降継続してキャッシュ・フロー変動を完全に相殺できるため、ヘッジの有効性の判断は省略しております。

#### ハ. 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社では、従業員の将来の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 棚卸資産の評価

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品	707,404千円
仕掛品	36,137千円

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、棚卸資産について収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により評価しており、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額まで帳簿価額を切り下げていますが、営業循環過程から外れた陳腐化品や滞留品については、収益性の低下の事実を反映するために社内評価ルールに基づき、規則的に帳簿価額を切り下げております。

棚卸資産の滞留状況および商品のライフサイクル等を総合的に勘案して、営業循環過程から外れた陳腐化品や滞留品を識別しております。

そのため、市場動向の変化などを要因として、保有する棚卸資産が増加した場合には、営業循環過程から外れた陳腐化品や滞留品として識別すべき棚卸資産が増加する可能性があり、棚卸資産の評価に影響する可能性があります。

### (2) 繰延税金資産の回収可能性

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	68,555千円
--------	----------

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることから、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産が減少または増加し、この結果、税金費用が増減する可能性があります。

### (3) のれんの評価

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 267,723千円

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

企業結合により取得したのれんは、取得原価と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。

のれんを含む資産グループに減損の兆候があると認められる場合は、減損損失の認識の要否を判定し、判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。

以上の方針に従い検討した結果、当連結会計年度において、当該のれんに減損の兆候はないとの判断しております。

当該見積りは、市場成長率等の将来の事業環境の予測が含まれており、見積りの不確実性があります。見積りの前提条件や事業環境等に変化が見られた場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 当座貸越契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,100,000千円
借入実行残高	300,000千円
差引額	800,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 124,651千円

## 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	4,744,920	32,700	-	4,777,620

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による新株の発行による増加 32,700株

- (2) 配当に関する事項  
該当事項はありません。
- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 329,800株

(4) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	42	46	-	88

## 5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する基本方針

当社グループは、事業運営や設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入等により調達しております。デリバティブ取引は仕入取引の為替リスクに備えるために行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されており、与信管理規程に基づき新規取引先等の信用調査等を行っており、また、与信限度額水準の見直しを年1回以上実施し、取引相手ごとに期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する非上場企業の株式であり、企業価値の変動リスクに晒されておりますが、定期的に発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、取引企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

差入保証金及び敷金は、差入先の信用リスクに晒されており、賃貸借契約に際し差入先の信用状況を把握するとともに、適宜差入先の信用状況を把握することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び工事未払金は、全て1年以内の支払期日であり、資金調達に係る流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

借入金は、主に事業運営及び設備投資に係る資金調達であり、返済期日は決算日後、最長で6年以内であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
差入保証金 貸倒引当金	5,028		
	△1,942		
	3,086	3,082	△3
敷金	123,146	122,224	△921
資産計	126,232	125,307	△924
長期借入金（※3）	1,126,540	1,126,488	△51
負債計	1,126,540	1,126,488	△51

※ 1. 現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、買掛金、工事未払金、短期借入金は短期決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

※ 2. 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	159,923

※ 3. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合への出資については含めておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は50,000千円であります。

※ 4. 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	3,082	—	3,082
敷金	—	122,224	—	122,224
資産計	—	125,307	—	125,307
長期借入金	—	1,126,488	—	1,126,488
負債計	—	1,126,488	—	1,126,488

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 差入保証金及び敷金

これらの時価は、契約等から返還までの期間を合理的に見積り、当該期間の将来キャッシュ・フローを国債等の利回りで割り引いた現在価値から、貸倒引当金を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 6. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、セキュリティソリューション事業を提供する単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益をサービス区分に分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

サービス区分	報告セグメント
	セキュリティソリューション事業
SECURE AC 入退室管理システム	1,737,799
SECURE VS 監視カメラシステム	3,885,986
SECURE Analytics 画像解析サービス/その他	239,471
SECURE ES エンジニアリングサービス	383,985
顧客との契約から生じる収益	6,247,242
その他の収益	—
外部顧客への売上高	6,247,242

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 の (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高

顧客との取引から生じた債権、契約債務の残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	786,836
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	840,598
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	26,615
契約負債（期首残高）	131,627
契約負債（期末残高）	229,070

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「受取手形、売掛金及び契約資産」に含まれております、契約負債は「前受金」及び「長期前受金」に含まれております。また、当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、101,494千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 268円 33銭

1株当たり当期純利益 50円 53銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

(資本業務提携及び第三者割当による新株式の発行)

当社は、2025年2月14日開催の臨時取締役会において、株式会社メルコホールディングス（以下「メルコホールディングス」又は「割当予定先」といいます。）との間で資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）を行うことを目的に資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結すること、並びにメルコホールディングスを割当予定先とする第三者割当による新株式の発行（以下「本第三者割当増資」といい、本第三者割当増資により発行される株式を「本新株式」といいます。）を行うことを決議し、本資本業務提携契約を締結いたしました。

### （1）本資本業務提携の概要

#### ① 本資本業務提携の目的及び理由

当社グループは、「AI×セキュリティで新しい価値を創る」をビジョンに掲げ、入退室管理システムや監視カメラシステムに、AI（画像認識）技術を掛け合わせた付加価値の高いセキュリティソリューションを提供しております。

メルコホールディングスは、IT関連事業において、IoT時代の社会全体での安心ネットワークを提供する中期ビジョン「ゲートウェイ2.0」（ホーム・ネットワーク・イノベーション、パブリック・ゲートウェイ・ソリューション、データ・ストレージ・オプティマイゼーション）を掲げ、デジタル家電及びパソコン周辺機器の開発・製造・販売及びデータ復旧サービスの提供をしております。

当社グループが主な事業として扱っているセキュリティソリューション事業における競争優位性を確保していくためには、当社グループの採用プランディングの強化、採用力の強化及び専門人材育成のプログラム開発、AIやアプリケーションの開発並びに非連続的な成長を志向したM&Aの準備資金等、多額な資金ニーズが存在することから、当社としても資金調達方法の検討を行ってまいりました。特に、当社は、2024年1月に株式会社ジェイ・ティー・エヌを子会社化するM&Aを実施したことを契機に、当社の成長戦略の一つの柱として、より積極的にM&Aに取り組む意向であります。しかしながら、現在の当社グループの純資産が12億円程度であることに照らしますと、積極的に、かつ迅速にM&Aを連続して実行するためには、自己資金のみでは足りず、大規模な資金調達をする必要があると考えておりました。

当社としては、メルコホールディングス及びその子会社の属する企業集団の購買チャネルを活用することで、原価構造が最適化されることはもちろん、上記の当社の抱える課題である、個別対応に要しているコストの削減を見込める事と、及び中長期的には共同研究開発及び共同してオペレーションを改善することによるシナジーや新規事業の強化・事業領域拡大等を通じて、当社の競争力を強化し、企業価値の向上を図ることができると考えるに至りました。

当社といたしましては、メルコホールディングスとの間で、強固な資本業務提携契約のもとで、事業推進を図ることは、当社グループの企業価値及び持続的かつ長期的な株主価値の向上に資するものであると判断したことから、本資本業務提携を締結することにいたしました。

## ② 本資本業務提携の内容

### イ. 業務提携の内容

当社及びメルコホールディングスは、両社がもつケイパビリティを融合させることで、両社間の相乗効果を生み出し、中長期的な企業価値の向上を目指します。具体的には、両社の現行製品・オペレーションを前提としたシナジーを「機能・インフラシナジー」と定義し、短期ではコストシナジーの創出を協業の基盤とし、中長期には新規事業創出、事業領域の拡大に資する協業を目指すことで両社間の中長期的な企業価値向上を目指します。

### ロ. 資本提携の内容

当社は、本第三者割当増資により、メルコホールディングスを割当予定先として当社の普通株式800,000株（議決権数8,000個）（2024年12月31日時点において、発行済株式総数は4,777,620株、総議決権数は47,737個となり、これらを基準にした場合、発行済株式総数に対する割合14.34%、総議決権数に対する割合14.35%となります。）を発行する予定であり、メルコホールディングスは、発行される新株式の全てを引き受ける予定です。

ハ. 割当予定先の概要

(1) 名称	株式会社メルコホールディングス
(2) 所在地	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 牧 寛之
(4) 事業内容	デジタル家電及びパソコンの周辺機器の開発・製造・販売、ネットワークインフラの構築・施工・保守、データ復旧サービス、ネットワーク・ストレージソフトウェアの開発・販売、ダイレクトマーケティング事業を行うIT関連事業
(5) 資本金	1,000百万円（2024年3月31日時点）

二. 本資本業務提携の日程

(1) 取締役会決議日	2025年2月14日
(2) 本資本業務提携契約締結日	2025年2月14日
(3) 本第三者割当増資に係る払込日	2025年3月3日（予定）
(4) 事業開始日	本第三者割当増資に係る払込日である 2025年3月3日以降

(2) 第三者割当による新株式の発行

① 募集の概要

(1) 発行新株式数	普通株式 800,000株
(2) 発行価額	1 株につき 1,819円
(3) 発行価額の総額	1,455,200,000円
(4) 資本組入額	1 株につき 909円50銭
(5) 資本組入の総額	727,600,000円
(6) 募集又は割当方法	第三者割当
(7) 払込期日	2025年3月3日 (予定)
(8) 割当先及び割当予定株式数	株式会社メルコホールディングス 当社普通株式 800,000株

## 9. その他の注記

(企業結合等関係)

### (1) 企業結合の概要

#### ① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社ジェイ・ティー・エヌ

事業の内容： 電気通信工事業・電気工事業

#### ② 企業結合を行った主な理由

当社は「ソフト」と「ハード」で構成される物理セキュリティシステムを事業領域として、主に「オフィス・工場・商業施設」などに対し、ソフトウェアの設計やハードウェアの選定から施工・アフターフォローまで、一貫したサービスを提供しております。

この度株式を取得したジェイ・ティー・エヌは、神奈川県内において、監視カメラシステム構築を含む電気通信・電気設備に関する工事の全般を提供しており、社内に多数の設備工事に関する資格者を有し、施工に関する様々なノウハウを蓄積しております。

当社は、拡大する様々な物理セキュリティに対するニーズを背景に、営業を中心とする専門人材の採用と育成を通じ事業成長を実現してきました。

本件買収は施工に関する慢性的な人手不足リスクの軽減と更なるノウハウ・専門性の獲得につながるものであり、当社の競争力をより高めるとともに、中長期的な成長の確度を高めるものと考えております。

また、ジェイ・ティー・エヌにおいても、上場企業である当社のブランドを活かし、採用の強化や顧客の獲得について連携し、事業の拡大に繋げてまいりたいと考えております。

#### ③ 企業結合日

2024年1月5日（株式取得日）

2024年1月1日（みなし取得日）

#### ④ 企業結合の法的形式

株式取得

#### ⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した株式数及び議決権比率

普通株式：241株

(議決権所有割合：100%)

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年1月1日から2024年12月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	755,000千円
取得原価		755,000千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 47,454千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

297,470千円

② 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力によるものであります。

③ 債却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	518,076千円
固定資産	112,788千円
資産合計	630,865千円
流動負債	147,384千円
固定負債	25,950千円
負債合計	173,335千円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算及びその算定方法

当連結会計年度における概算額については、みなし取得日が当連結会計年度の期首のため、影響はありません。

# 貸借対照表

( 2024年12月31日現在 )

(単位:千円)

科 目		金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>				
流 動 資 産		2,365,860	流 動 負 債	1,460,496
現 金 及 び 預 金		705,096	買 掛 金	387,068
受 取 手 形		41,122	短 期 借 入 金	300,000
売 商 品		778,332	1年内返済予定の長期借入金	291,424
仕 前 品		707,192	未 払 費 用	202,325
前 払 費 用		10,080	リ 一 ス 債 務	1,058
未 収 消 費 税		82,353	未 払 法 人 税 等	43,924
そ の 他		13,167	未 払 消 費 税 等	57,528
貸 倒 引 当 金		30,341	前 賞 受 当 金	108,513
固 定 資 産		△1,825	そ の 他	65,860
有 形 固 定 資 産		1,371,027	固 定 負 債	2,791
建 物 及 び 構 築 物		101,021	長 期 借 入 金	941,189
工 具 器 具 備 品		36,647	リ 一 ス 債 務	835,116
リ 一 ス 資 産		61,690	商 品 保 証 引 当 金	1,842
無 形 固 定 資 産		2,684	資 産 除 去 債 務	7,288
ソ フ ト ウ ウ カ 他		55,875	長 期 前 受 金	5,170
そ の 他		36,955	そ の 他	89,772
投 資 そ の 他 の 資 産		18,920	合 計	2,000
投 資 有 価 証 券		1,214,130	負 債 合 計	2,401,686
関 係 会 社 株 式		209,923	<b>(純資産の部)</b>	
敷 地 延 税 金 資 本		811,284	株 主 資 本	1,328,565
そ の 他		119,585	資 本 余 金	546,884
		65,484	資 本 剰 余 金	427,879
		7,853	資 本 準 備 金	427,864
			そ の 他 資 本 剰 余 金	14
			利 益 剰 余 金	354,020
			そ の 他 利 益 剰 余 金	354,020
			繰 越 利 益 剰 余 金	354,020
			自 己 株 式	△218
			評 価 ・ 換 算 差 額 等	6,477
			新 株 予 約 権	6,477
			合 計	160
資 产 合 计		3,736,888	純 資 产 合 计	1,335,202
			负 債 纯 资 产 合 计	3,736,888

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2024年1月1日から )  
 ( 2024年12月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	5,861,316
売 上 原 価	3,456,880
売 上 総 利 益	2,404,436
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,066,630
営 業 利 益	337,805
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	86
為 替 差 益	104
助 成 金 収 入	800
そ の 他	128
	1,118
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	12,705
固 定 資 産 除 却 損	200
そ の 他	539
	13,444
経 常 利 益	325,480
特 別 損 失	
投 資 有 價 証 券 評 價 損	10,013
税 引 前 当 期 純 利 益	315,466
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	46,912
法 人 税 等 調 整 額	△21,319
当 期 純 利 益	25,592
	289,873

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2024年 1月 1日から  
2024年 12月 31日まで )

(単位：千円)

資 本 金	株 主 資 本					
	資本剰余金			利益剰余金		
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	利益剰余金 合計	利益剰余金 合計
				繙越利益剰余金		
当 期 首 残 高	540,827	421,819	14	421,834	64,146	64,146
当 期 变 動 額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	6,057	6,045		6,045		—
当 期 純 利 益					289,873	289,873
自 己 株 式 の 取 得				—		—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当 期 变 動 額 合 計	6,057	6,045	—	6,045	289,873	289,873
当 期 末 残 高	546,884	427,864	14	427,879	354,020	354,020

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	繙延ヘッジ 損 益	評価・換算差額等 合 計		
当 期 首 残 高	△117	1,026,690	△1,265	△1,265	160	1,025,584
当 期 变 勤 額						
新株の発行 (新株予約権の行使)		12,102		—		12,102
当 期 純 利 益		289,873		—		289,873
自 己 株 式 の 取 得	△101	△101		—		△101
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—	7,742	7,742	—	7,742
当 期 变 勤 額 合 計	△101	301,875	7,742	7,742	—	309,618
当 期 末 残 高	△218	1,328,565	6,477	6,477	160	1,335,202

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ただし、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び仕掛品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～15年

工具器具備品 3～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用ソフトウェア 5年

##### ③ リース資産

###### イ. 所有权移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

□ 所有权移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③ 商品保証引当金

販売した商品の保証期間に係る修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績等に基づき、当事業年度末における将来の修理費用見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容、および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社では、顧客の求めるセキュリティニーズに応じて「SECURE AC：入退室管理システム」「SECURE VS：監視カメラシステム」「SECURE Analytics：画像解析サービス」という3つのサービスを軸に、デバイス、ソフトウェア、AI等で構成された物理セキュリティシステムを販売しております。物理セキュリティシステムの提供については、システムの稼働が確認できた時点で、履行義務が充足すると判断しております。取引の対価はシステム導入後、概ね1か月後に受領が中心となっており、重要な金融要素は含まれておりません。

一部の契約取引では、クラウドサービス、保守サービスの役務等を含むものがあり、これらは契約期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、契約期間にわたり収益を認識しております。契約条件により、履行義務充足前に前受けの方式で対価を受領する場合には、前受金を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

#### イ. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。

#### ロ. ヘッジ手段及びヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約  
ヘッジ対象…外貨建仕入債務等

#### ハ. ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で対象の為替相場の変動リスクを回避する目的でのみ手段を利用する方針であります。

#### 二. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段のキャッシュ・フローの累計を比較し、両者の変動額を基礎にしてヘッジ有効性を評価しております。なお、為替予約取引に関しては、外貨建取引個々に為替予約を付しておらず、ヘッジ開始時以降継続してキャッシュ・フロー変動を完全に相殺できるため、ヘッジの有効性の判断は省略しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 棚卸資産の評価

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品	707,192千円
仕掛品	10,080千円

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、棚卸資産について収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により評価しており、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額まで帳簿価額を切り下げていますが、営業循環過程から外れた陳腐化品や滞留品については、収益性の低下の事実を反映するために社内評価ルールに基づき、規則的に帳簿価額を切り下げております。

棚卸資産の滞留状況および商品のライフサイクル等を総合的に勘案して、営業循環過程から外れた陳腐化品や滞留品を識別しております。

そのため、市場動向の変化などを要因として、保有する棚卸資産が増加した場合には、営業循環過程から外れた陳腐化品や滞留品として識別すべき棚卸資産が増加する可能性があり、棚卸資産の評価に影響する可能性があります。

## (2) 繰延税金資産の回収可能性

### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 65,484千円

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

### ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることから、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産が減少または増加し、この結果、税金費用が増減する可能性があります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### (1) 当座貸越契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,100,000千円
借入実行残高	300,000千円
差引額	800,000千円

### (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権 1,285千円

短期金銭債務 1,830千円

### (3) 有形固定資産の減価償却累計額 121,890千円

## 4. 損益計算書に関する注記

### (1) 関係会社との取引高

営業収益 549千円

営業費用 58,967千円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	42	46	-	88

## 6. 税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

賞与引当金	20,166千円
商品保証引当金	2,231千円
貸倒引当金	558千円
未払事業税	4,908千円
未払事業所税	806千円
繰越欠損金	59,037千円
その他	21,685千円
繰延税金資産小計	109,394千円
評価性引当額	△39,467千円
繰延税金資産合計	69,926千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対する除去費用	△1,583千円
繰延ヘッジ損益	△2,858千円
繰延税金負債合計	△4,441千円
繰延税金資産の純額	65,484千円

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

### (1) ファイナンス・リース取引（借主側）

#### 所有権移転ファイナンス・リース取引

##### ①リース資産の内容

##### 無形固定資産

ソフトウェアであります。

##### ②リース資産の減価償却費の方法

前記の「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (2) 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

#### 所有権移転外ファイナンス・リース取引

##### ①リース資産の内容

### 有形固定資産

主として、社用車（車両運搬具）及び事務用機器（工具器具備品）であります。

#### ②リース資産の減価償却費の方法

前記の「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (2) 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

#### (2) オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	11,110千円
1年超	23,381千円
合計	34,491千円

### 8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 6. 収益認識に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

### 9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 279円 44銭

1株当たり当期純利益 60円 89銭

### 10. 重要な後発事象に関する注記

資本業務提携及び第三者割当による新株式の発行

「連結注記表 8. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

株式会社セキュア  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 河 島 啓 太 印  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 今 井 裕 之 印  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セキュアの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セキュア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年2月14日開催の取締役会において、資本業務提携契約を締結すること及び第三者割当による新株式の発行を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書曰までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

株式会社セキュア  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河 島 啓 太 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 今 井 裕 之 印  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セキュアの2024年1月1日から2024年12月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年2月14日開催の取締役会において、資本業務提携契約を締結すること及び第三者割当による新株式の発行を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のようにして、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月21日

株式会社セキュア 監査役会  
常勤監査役（社外監査役） 久 喜 政 徳 ㊞  
社外監査役 古 島 守 ㊞  
社外監査役 湯 瀬 陽 子 ㊞

以 上

# 株主総会 会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿二丁目4番地1号  
新宿NSビル30階

NSスカイカンファレンス ホールB

- |    |  |        |
|----|--|--------|
| 交通 | ●JR線・京王線・小田急線・東京メトロ丸ノ内線<br>各「新宿駅」南口・西口より | 徒歩約7分  |
|    | ●都営地下鉄大江戸線 「都府前駅」A3出口より                  | 徒歩約3分  |
|    | ●東京メトロ丸ノ内線 「西新宿駅」2番出口より                  | 徒歩約10分 |

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

